

《山形県農地集積・集約化プロジェクト会議主催》 農地の集積・集約化推進研修会

日時 令和4年11月9日（水） 13:30～16:00

場所 天童ホテル

次 第

1 開 会

2 挨 捶

- ①プロジェクト会議会長挨拶 県農林水産部 技術戦略監(兼)次長 舟越 利弘
②プロジェクト会議構成員代表挨拶 (一社)山形県農業会議会長 五十嵐 直太郎

3 農地の集積・集約化推進に係る取組事例紹介

- ①山形市農政課 次長（兼）課長 大沼 裕子
②鶴岡市農政課 課長 伊藤 幸
③尾花沢市農林課 課長 岸 栄樹

(休憩)

4 パネルディスカッション

- テーマ：持続的な農地の有効活用と担い手の育成・確保に向けて
～みんなの力で地域農業をもっと元気に～

- ①農地の集積・集約化の取組みと受け手となる担い手対策
②地域計画策定に向けた地域の話し合いの進め方

- パネラー：山形市農政課 次長（兼）課長 大沼 裕子
鶴岡市農政課 課長 伊藤 幸
尾花沢市農林課 課長 岸 栄樹
やまがた農業支援センター 常務理事 豊嶋 克彦
山形県農業会議 事務局長 五十嵐 淳
○オブザーバー：東北農政局農地政策推進課 課長 工藤 伸一
○コーディネーター：県農業経営・所得向上推進課 課長 高橋 和博

5 その他の

6 閉 会

令和4年度版

山形県農地集積・集約化プロジェクト アクションプラン

～みんなの力で地域農業をもっと元気に～
人・農地プランの実践に向けて

令和4年3月（令和4年10月改訂）
山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

目 次

アクションプランの策定・推進	… 1
本県農業の現状と課題	… 3
アクションプランの概要・役割分担	
人・農地プランの推進及び農地集積・集約化に向けたアクションプランの概要	… 5
プロジェクト会議の実行体制について	… 6
山形県農地集積・集約化プロジェクト会議の役割分担	… 7
地域支援チームの役割分担	… 8
地域支援チームの概要について	… 9
令和4年度の取組内容	
令和4年度の主な取組内容及び活動目標	… 10
人・農地プランの推進及び農地集積・集約化に向けたアクションプラン	
I　人・農地プランの着実な実行	… 11
1　人・農地プランの推進体制の充実	… 12
2　担い手の育成・確保	… 13
3　農地バンクの活用促進	
II　個別課題の解決に向けた取組みの強化	… 14
1　樹園地の継承支援	… 15
2　中山間地の農地保全・遊休農地等の有効活用	
参考資料	
山形県農地集積・集約化プロジェクト会議 設置要綱	… 16

アクションプランの策定・推進

はじめに

1 人・農地プランとは

- 政府において平成24年に農地関連施策の見直しが行われ、地域の農業者が、地域での話し合いにもとづいて、将来的に誰が中心となって農業を担っていくか、地域内の農地をどのように維持していくかなどを明確にし、話し合いの結果をもとに、市町村が「人・農地プラン」として作成し、ホームページなどで公表することになっています。
- さらに、令和元年度から、「人・農地プラン」を地域農業の実態に即し、かつ、実現可能で実効性のある計画にするため、プランの「実質化」が求められています。
(今後、市町村による「人・農地プラン」の作成が法定化される予定です。)

人・農地プランの「実質化」

次のいずれかに当てはまる人・農地プランが「実質化」されているものとして取り扱われます。

次の3つが実施されている

- 農業者へのアンケート
- 農地や担い手の現況の把握
- 地区での話し合い、地域農業の将来方針の作成

または

対象地区内の50%を超える農地で、近い将来における「手放す人」と「引き受ける人」が特定されている

令和4年3月末現在、山形県内では576プランが作成されており、572プランの実質化が完了しています（実質化率99%）。

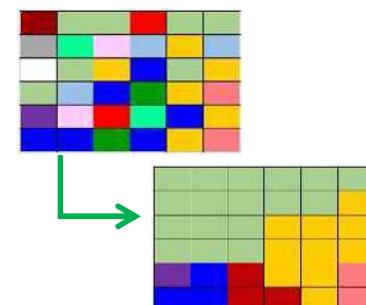
2 農地の集積・集約化とは

農地の所有・借入れによって、利用する農地面積を拡大することを「集積」、農地を利用する権利の交換などによって物理的に農地をまとめることを「集約化」といいます。

狭く分散した農地では、機械化が進まないため生産性が悪く、高齢化や人口減少で農業の担い手が減少する中、耕作が放棄される農地の増加が心配されるため、農業生産の維持のためには集積・集約化が必要です。

また、近年、農業をとりまく環境が大きく変化し、省力化や効率化による国際競争力の強化が求められており、農業経営の大規模化を進める必要があります。

集積・集約化のイメージ



このアクションプランについて

1 アクションプランの位置づけ

このアクションプランは、実質化された「人・農地プラン」の『実践』を強力に進めていくに当たり、関係機関が連携して支援する体制を構築し、その行動指針を明確にするものです。

2 基本的な考え方

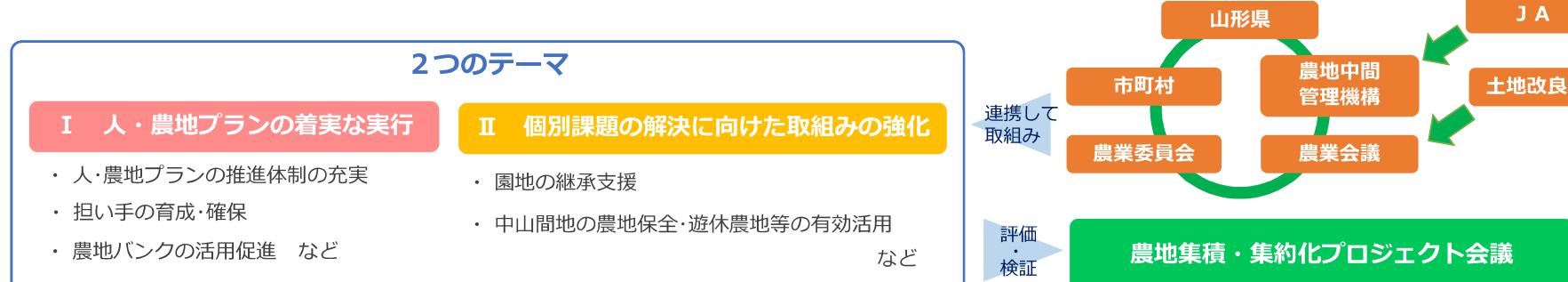
- ・ 実質化された「人・農地プラン」に基づき、農地の集積・集約化を推進するため、関係機関の連携・支援体制の機能を強化します。
- ・ 地域での「人・農地プラン」への理解を促し、各地域において実効性のある話し合いを進めるための取組みを支援します。
- ・ 将来の農業のあり方、農地の効率的活用を見据えながら、農地の集積・集約化の推進、持続的な農地の有効活用を目指します。

3 推進期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

4 取組みのテーマと推進方法

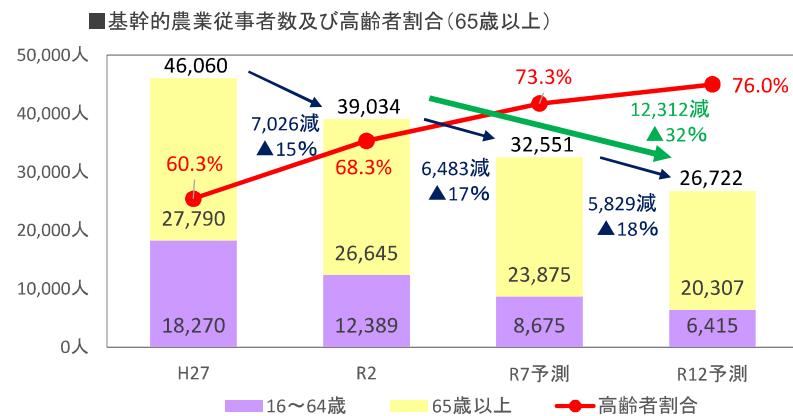
- ・ 2つのテーマを設定し、関係機関で連携した支援を行う体制を構築して取り組みます。
- ・ 推進母体である「農地集積・集約化プロジェクト会議」において、取組内容を評価・検証し、毎年度、アクションプランの取組内容を見直しながら進めています。



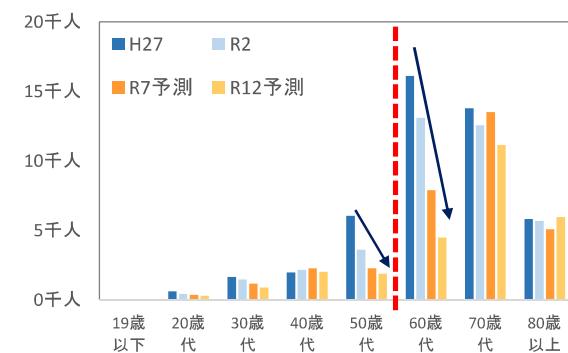
山形県における農業人材の現状と課題

～農林業センサス等からの現状分析～

① 基幹的農業従事者の減少と高齢化



■年代別基幹的農業従事者数と予測

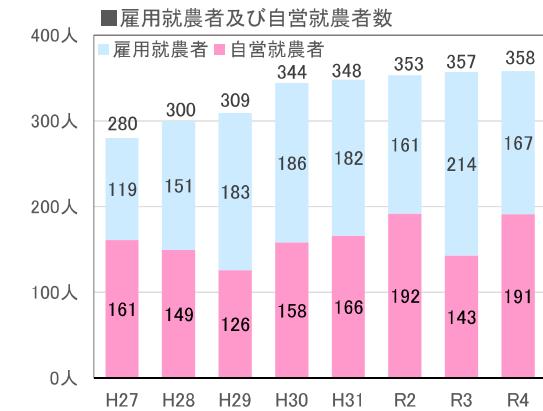


※予測値は、コーホート・シェア・トレンド法による農業経営・所得向上推進課の独自推計

- 基幹的農業従事者は、5年間で15%(7千人、1年で1,400人)減少
- 全国では、22%(39万4千人)減少
- 5年後、10年後には、17%・18%減少し、今後10年間で32%(12千人)減少の見込み

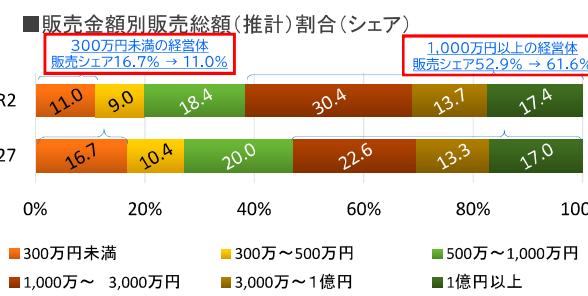
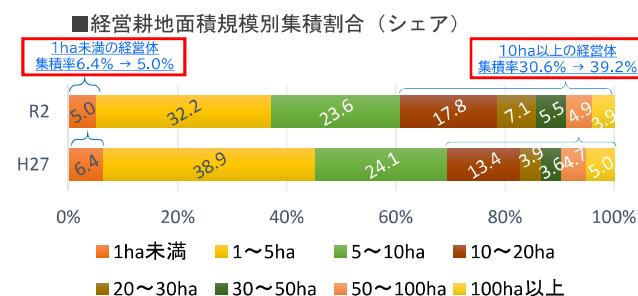
- 今後も50代、60代の基幹的農業従事者が大きく減少する見込み
- 年代別では5年後、10年後には70代が最も多くなる見込み

② 新規就農者の状況



- 新規就農者は着実に増加しているが、基幹的農業従事者の減少分をカバーするには至っていない
- 新規就農者(R4)の47%は雇用就農

③ 耕地面積、販売金額の推移

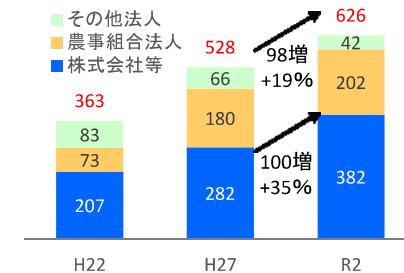


- 経営耕地面積は97,970haで、5年間で2,822ha(2.8%)減少
【平均耕地面積3.0ha → 3.5haに拡大】
- 10ha以上の経営体の割合は、5年間で4.1% → 6.5%に増加
- 10ha以上の経営体に、4割の経営耕地が集積している状況

- 売出金額1,000万円以上の割合は8.0% → 12.2%に増加
- 300万円未満が57%と多数
- 総販売額(推計)に占める販売金額1,000万円以上の経営体の販売額シェアは52.9% → 61.6%に増加

④ 法人化の状況 及び働き手の状況

■法人経営体数



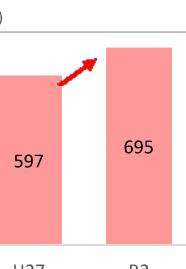
- 法人数は株式会社が増加の大半を占める

- 雇用延べ日数は減少したが、1経営体あたりでは増加

■県全体の雇用延べ日数

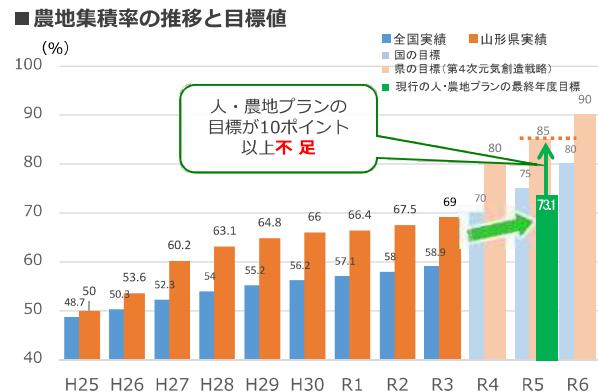


■常雇の1経営体当たり延べ雇用者数



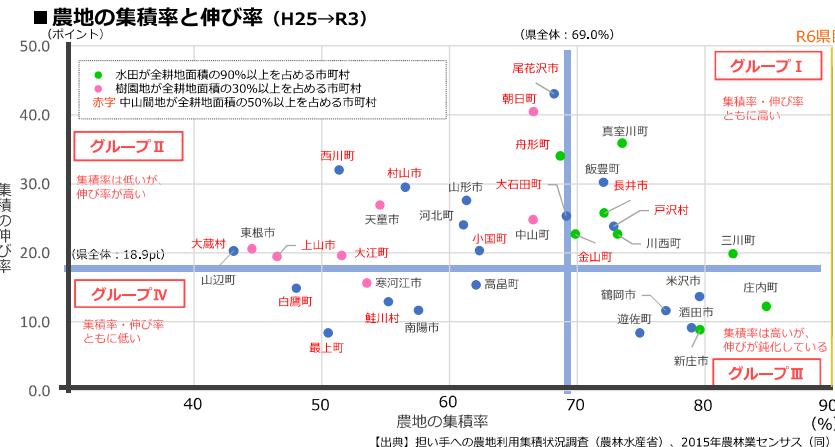
農地の集積・集約化の現状と課題

① 農地集積の状況（山形県及び全国）



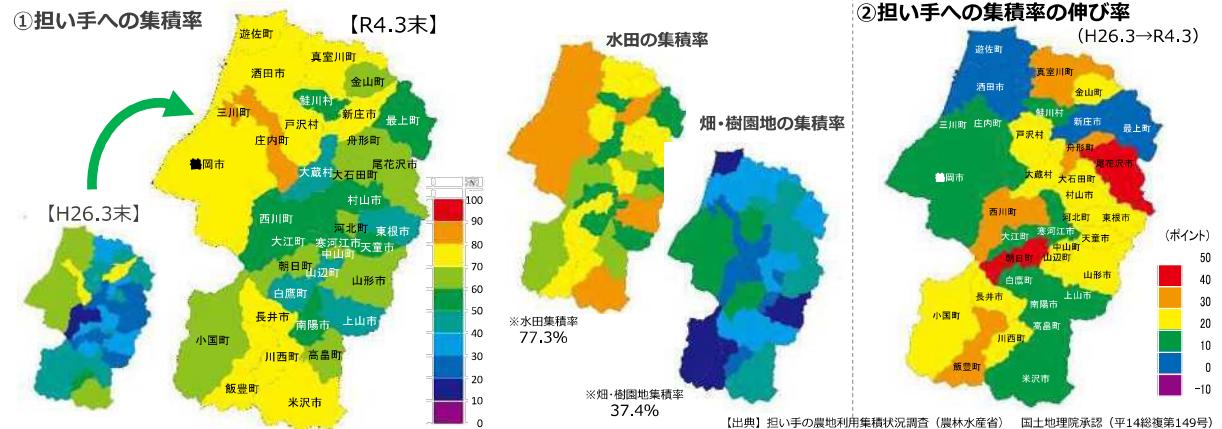
- 本県の農地集積率は、全国と比較して進んでいる状況（R3末集積率：本県69.0%／全国58.9%）。集積率の伸びも全国に比べ大きい（H25～R3集積伸率：本県+17.9pt／全国+9.3pt）。
- 一方、R5年度の県目標85%に対し、市町村の人・農地プランにおける集積目標は73.1%と大きく乖離し、第4次元気創造戦略の集積目標90%の達成は現状では困難。

③ 農地の集積率と集積の伸び率



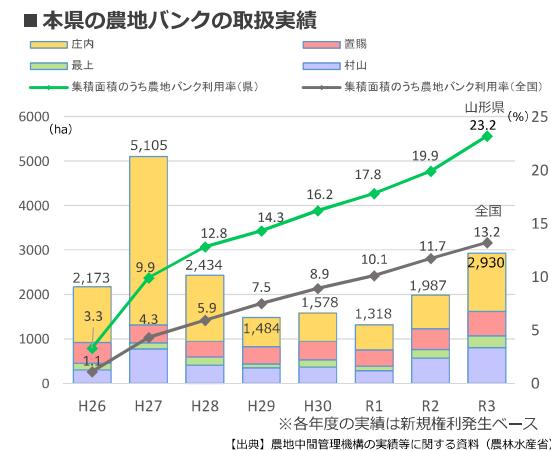
- H25から7年間の集積率（横軸）は、水田面積が多い市町村では比較的集約が進んでいるが（グループI、III）、特に中山間地や樹園地が多い市町村では県全体の集積率より低い傾向（グループII、IV）。
- 一方で、集積の伸び率（縦軸）を見ると、樹園地や中山間地が多い市町村で集積率が伸びている傾向。

② 各市町村における農地集積の状況



- 農地集積は、市町村間にバラツキがみられ、水田面積が多い市町村では比較的集積が進んでいる（庄内地域を中心に70%超）が、特に中山間地や樹園地が多い市町村では、県平均集積率より低いところが多い（村山地域を中心に）傾向。
- 一方で、集積の伸び率（H26.3～R4.3）を見ると、樹園地や中山間地エリアが多い市町村で集積率が伸びている傾向。
- これまで市町村としての集積・集約に着目されており、水田・樹園地などの農地の利用形態や平場と中山間地の別、地域が抱える課題に着目した集積手法の評価・検証が不十分。

④ 農地中間管理機構の状況



- 本県の農地集積率は、R3年度末:69.0%（全国第4位）と、全国的にみても高い水準。
- 令和3年度における本県の農地中間管理機構（農地バンク）の利用率は、全国（13.2%）に比べて高いが、集積面積全体の約2割となっている（23.2%）。

⑤ 人・農地など関連法律の改正（R4.5）

I 人・農地プラン

- 人・農地プランの位置づけの変更・法定化
 - 人・農地プランを市町村が策定する計画として法定化
- 農地利用の姿「目標地図」の作成
 - 農地の集約化に重点を置いた、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿見える化
 - 各農地について、認定農業者・多様な経営体、サービス事業体等の利用者を明確化
 - 市町村は、人・農地プランの中で、集落の農地について「目標地図」を作成（3年程度の周知・作成期間を設定）
 - 農業委員会は、出し手・受け手の情報を収集し、関係機関とワンチームになって、市町村が決定する「目標地図」の原案を作成

II 「目標地図」の実現に向けた集約化の促進

- 農地バンクによる貸借運用の見直し
 - 農地バンクを経由する手法は、分散農地をまとめて借り受け、農家負担ゼロの基盤整備等を通して一団の形で転貸することで集約化の実現が可能であるため、農地バンク経由の転貸を集中的に実施。地域集積協力金も活用。

III 人材の確保と育成

- 人の確保・育成
 - 県による山形県農業経営・就農支援センターの整備
 - 就農サポート
 - 就農希望者への情報提供や就農相談等
 - 経営サポート：
 - 円滑な経営継承に向けた専門家等による支援等

現状・課題

農地の集積・集約化

- 生産性の向上・競争力の強化には、地域の中心的な担い手への一層の農地集積・集約化が重要であり、実現のためには、**地域の話し合いにより実質化を進めた「人・農地プラン」の着実な実行が必要。**
 - 平場の水田地帯では、農地中間管理事業の活用が一巡した地域が多い。一方で、中山間地域や畑・樹園地での活用は十分でなく、農地中間管理事業を活用しながら耕作条件を改善できる農地整備事業を実施するなど、**農地中間管理事業を推進する必要がある。**
- (第4次農林水産元気創造戦略「担い手への農地集積・集約化促進プロジェクト」より)

人・農地プラン

- ・ プランの趣旨・目的の理解が不十分
- ・ フォローワー体制が不十分
- ・ プランの完成度に差がある
- ・ 話合いの進め方がわからない

担い手の確保

- ・ 担い手が不足
- ・ 新規就農者や多様な担い手への支援が不十分

農地中間管理事業（農地バンク）

- ・ 手続の煩雑さ、条件の制約で利用が進まない
- ・ メリットの周知が不十分

個別の課題

樹園地

- ・ 経営規模拡大が困難
- ・ 水田に比べ、集積（継承）が円滑に進まない

中山間地

- ・ 耕作が放棄される農地が増加
- ・ 耕作条件不利地が多く受け手がない

基本方針

人・農地プランの実行による集積・集約化の推進

市町村・農業委員会等による人・農地プランの地域の話し合いの強力な推進及びマッチング活動を支援するとともに、県内全域で農地中間管理機構の活用を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

持続的な農地の有効活用

高齢化による離農、担い手となる人口の減少等により耕作が放棄される農地を解消し、農地の継承や有効活用を図り、持続可能な生産体制を実現する。

施策・事業の展開方針

I 人・農地プランの着実な実行

1 人・農地プランの推進体制の充実

- ・ 人・農地プラン実行に向けた取組みを円滑に実施するため、山形県農地集積・集約化プロジェクト会議を設置し、具体的な支援施策を検討
- ・ 関係機関連携による地域伴走型の支援により、人・農地プランの実行に向けた地域の話し合いの継続的な実施や目標地図の作成を後押し
- ・ 話合いマニュアルの作成、話し合いを円滑に進めるファシリテーターの育成や優良・先進事例の横展開等を通じた、県内全域における話し合いの加速化

2 担い手の育成・確保

- ・ 動機付けから就農・定着、経営発展までの各段階に応じたきめ細やかな支援による、意欲ある新規就農者の育成・確保
- ・ 担い手の生産力・収益力向上及び経営発展に向けた取組み支援による、地域農業を牽引する中心経営体の育成
- ・ 小規模経営体や女性農業者などの多様な経営体に対する発展の状況や取組みに応じた支援による、地域農業の持続的な発展の後押し

3 農地バンクの活用促進

- ・ 市町村や農業委員会等による地域での話し合い、マッチング活動を支援するとともに、県内全域での農地バンク制度の活用を促進
- ・ 中山間地域や畑・樹園地など担い手への集積・集約化が遅れている地域で耕作条件を改善できる農地整備事業等の実施に併せ農地バンク制度の活用を促進

II 個別課題の解決に向けた取組みの強化

1 樹園地の継承支援

- ・ 果樹生産地の代表者等による検討部会の立上げ、現地検討会を通じた樹園地の継承課題の把握による円滑な継承に向けた方策の検討

2 中山間地の農地保全・遊休農地等の有効活用

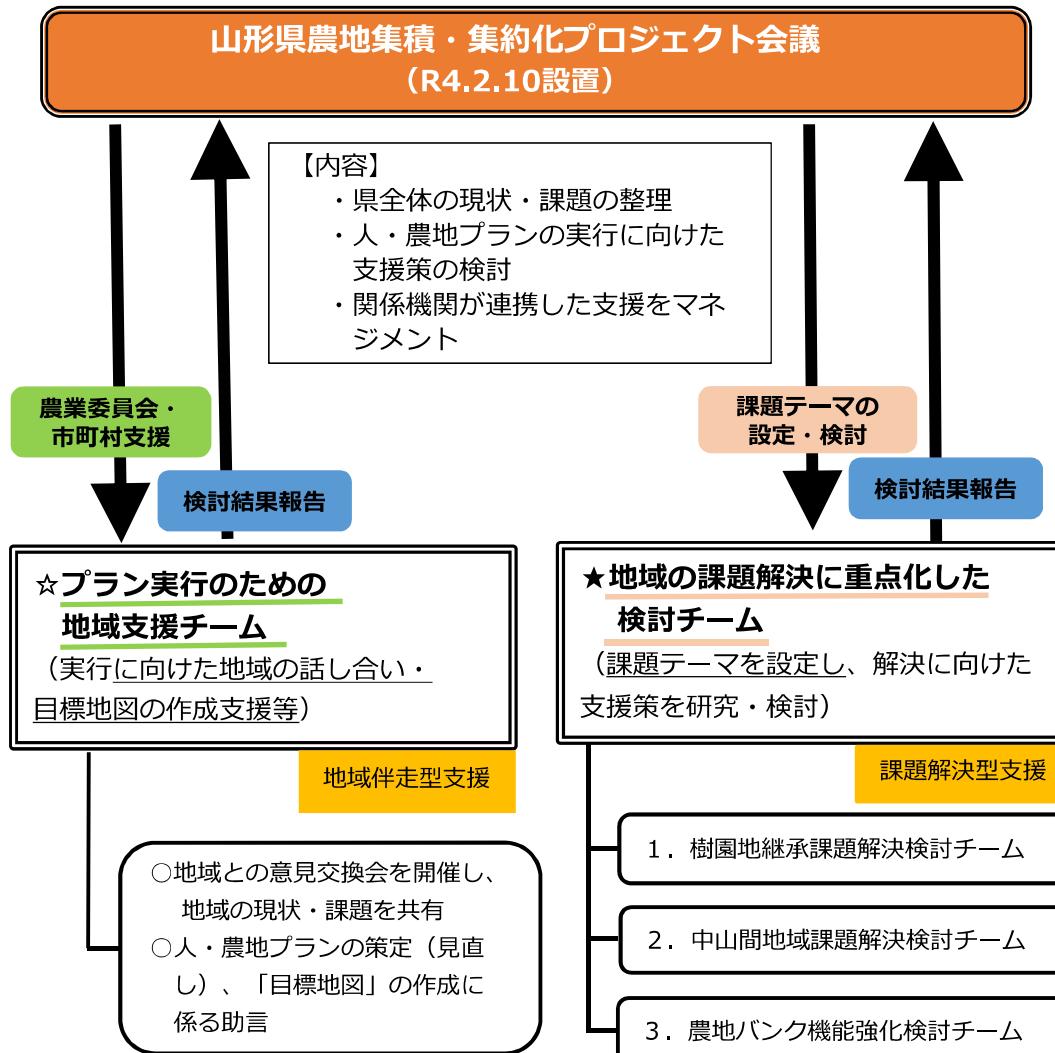
- ・ 中山間地における再生見込みのない遊休農地等の有効活用方法の検討による、持続可能な生産体制や中山間集落の維持の方策検討

プロジェクト会議の実行体制について

○目的

実質化が完了した「人・農地プラン」に基づき、農地の集積・集約化を推進するために、関係機関の連携・推進体制の機能強化を図りながら、地域の話し合いの継続と地域が抱える課題解決に向けた支援を行う。

○支援体制のイメージ



山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

〈主な所掌事務〉

- 人・農地プランの実行に向けた支援施策の検討
- 農地の集積・集約に向けた推進方針の策定
- 地域が抱える課題の把握・分析および解決に向けた支援策の検討・具体化
- アクションプラン推進状況の把握、取組みの評価・検証
- 優良事例の県全域への普及拡大

〈会長〉 山形県農林水産部 技術戦略監

〈構成員〉

地域の農業委員会代表（寒河江市農業委員会、新庄市農業委員会、米沢市農業委員会、鶴岡市農業委員会）、市町村代表（山形市、長井市、尾花沢市、庄内町）、山形県農業協同組合中央会、（公財）やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）、（一社）山形県農業会議、山形県土地改良事業団体連合会、山形県農林水産部（県産米ブランド推進課、農業技術環境課、園芸大園推進課）山形県各総合支庁（農業振興課）

〈事務局〉

（公財）やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）、（一社）山形県農業会議、山形県農林水産部（農業経営・所得向上推進課、農村整備課）

支援・検討チームの構成

【地域伴走型】地域支援チーム

- 【目的】 人・農地プラン実行に向けた取組みを市町村の要請に基づいて、関係機関が連携して支援
【チーム長】 各総合支庁（農業振興課）
【構成員】 各総合支庁関係各課、やまがた農業支援センター、農業会議 等

【課題解決型①】樹園地継承課題解決検討チーム

- 【目的】 果樹王国やまがた再生・強靭化協議会と連携し、樹園地の円滑な継承に向けた支援策等を検討
【チーム長】 山形県（農業経営・所得向上推進課）
【構成員】 市町村農業委員会・農林所管課代表、JA、生産者代表、山形県農林水産部・各総合支庁、やまがた農業支援センター 等

【課題解決型②】中山間地域課題解決検討チーム

- 【目的】 中山間地が抱える特有の課題を解決するため、農地の有効活用策等を検討
【チーム長】 山形県農業会議
【構成員】 市町村農業委員会・農林主管課代表、JA、生産者代表、山形県農林水産部・各総合支庁 等

【課題解決型③】農地バンク機能強化検討チーム

- 【目的】 農地バンクの機能強化に関する対応等を検討
【チーム長】 山形県（農村整備課）
【構成員】 やまがた農業支援センター、農業会議、山形県農林水産部 等

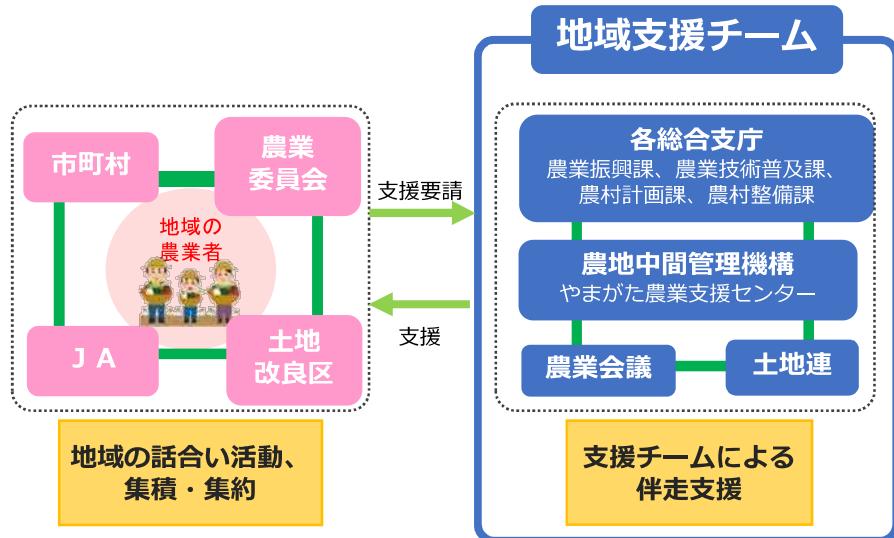
山形県農地集積・集約化プロジェクト会議の役割分担

組織・団体	主な役割		
(一社) 山形県農業会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業委員会への助言（話し合いのサポート） ・地域支援チームの活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員・最適化推進委員向け研修会の開催 	
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の話し合いへの積極的な参加・助言 ・市町村等と連携し<u>目標地図</u>の原案を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・出し手・受け手の情報収集・<u>マッチング支援</u> 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なプランの見直し・地域住民への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>目標地図</u>の作成 	
(公財) やまがた農業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用推進 ・地域連携推進員による話し合いへの参画・農地の<u>集積・集約化</u>の支援 ・地域支援チームの活動の支援 		
山形県農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域のJAの取組み支援 		
各農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の相談窓口として出し手・受け手の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・集約化に向けた<u>マッチング支援</u> 	
山形県土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備実施（予定）地区への情報提供 ・基盤整備実施（予定）地区の集積・集約化に対する助言・指導 		
山形県土地改良事業団体連合会各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備予定地区の相談窓口として情報収集 		
農業経営・所得向上推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト会議及び研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>支援体制の全体マネジメント</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援チームの活動の支援
県産米ブランド推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・米関連施策の支援 		
農業技術環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・普及組織による担い手の規模拡大と法人化・集落営農等に係る支援 		
園芸大国推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸関連施策の支援 		
農村整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構と連携し、農地中間管理関連事業の活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援チームの活動の支援 	
各総合支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援チームによる<u>地域伴走型</u>支援を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村の取組みの把握や課題解決に向けた支援 	

地域支援チームの役割分担

組織・団体	主な役割
各総合支庁	
農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援チームの運営 ・ 地域の現状把握・課題の整理・情報共有 ・ <u>地域支援のコーディネート</u>
農業技術普及課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の規模拡大や集落営農組織法人化等への支援 ・ 新規就農者や多様な担い手の確保・支援
農村計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理事業と基盤整備事業を一体的に推進 ・ 基盤整備予定地区の情報共有
農村整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備実施地区における農地中間管理機構の活用推進 ・ 基盤整備実施地区の情報共有
(一社) 山形県農業会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各農業委員会への助言（<u>話し合いのマネジメント</u>） ・ 農業委員・最適化推進委員向け研修会の開催 ・ 地域の話し合いの支援（<u>話し合いマニュアル等の作成</u>）
(公財) やまがた農業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構の活用促進 ・ 地域連携推進員による話し合いへの参画・農地の集積・集約化の支援
山形県土地改良事業団体連合会各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備実施を契機として集積・集約化の推進 ・ 基盤整備予定地区の相談窓口としての情報収集
県農業経営・所得向上推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援チーム連絡会議の開催 ・ 地域支援チームの運営のバックアップ

地域支援チームの概要について



1 趣 旨

山形県農地集積・集約化プロジェクト会議において検討された支援施策・推進方針に基づき、人・農地プランの実行に向けた取組みを、市町村の要請に基づいて、関係機関が連携して、地域伴走型の支援を実施する。

2 構成メンバー

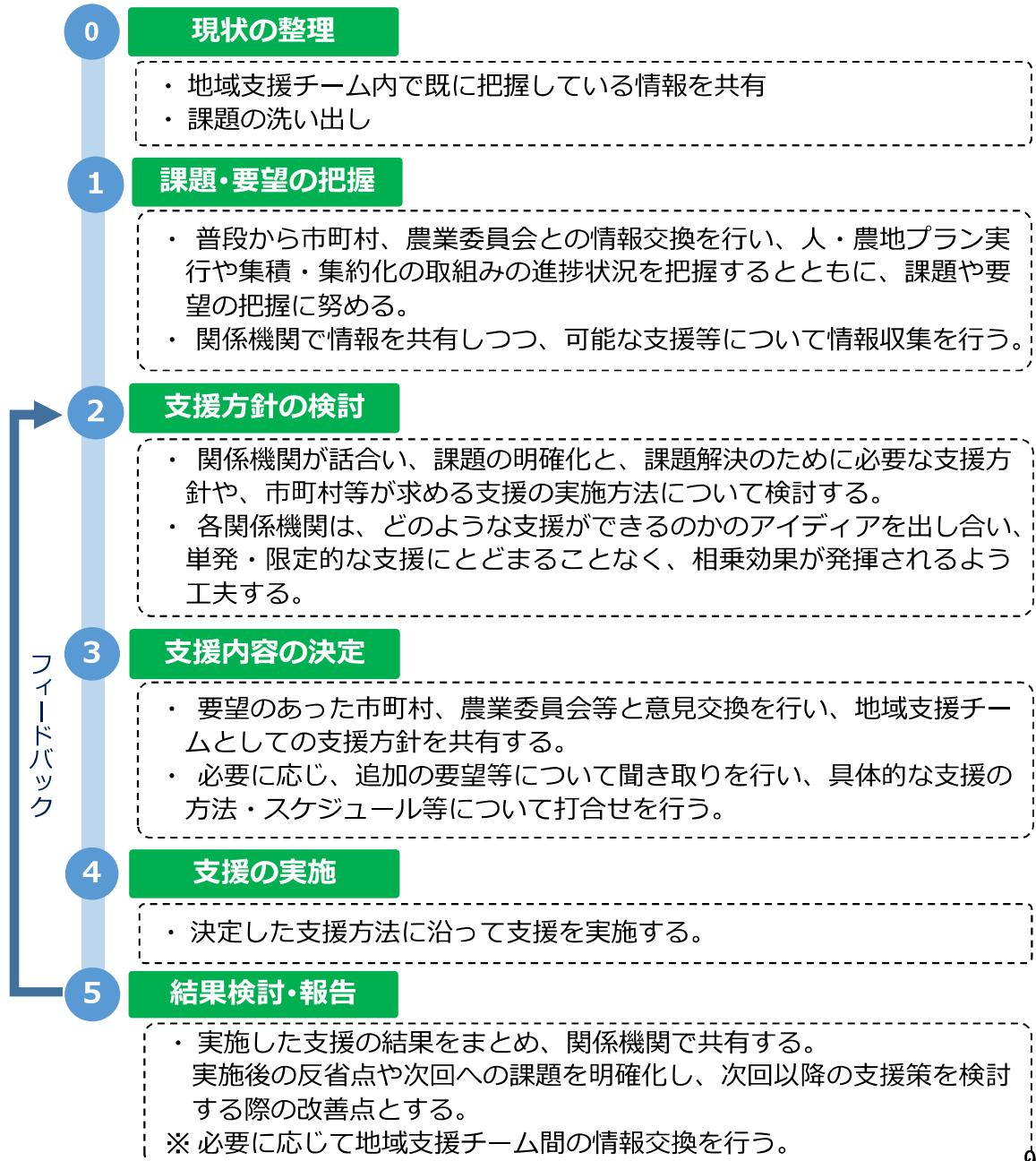
- ・ 県総合支庁（農業振興課、農業技術普及課、農村計画課、農村整備課）
- ・ やまがた農業支援センター（農地中間管理機構）
- ・ 農業会議
- ・ 土地連 等

3 支援内容

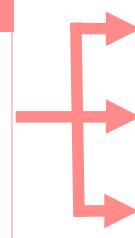
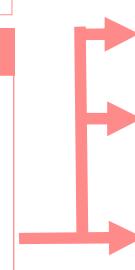
人・農地プランの実行、農地集積・集約化のために必要な支援（助言等）

- (例)
- ・ プラン実行に向けた地域の話し合いの進め方
 - ・ プランの見直し
 - ・ 目標地図の作成に係る助言
 - ・ 活用できる事業の情報提供
 - ・ 他市町村の事例紹介 等

4 地域支援チームの活動イメージ(想定)



令和4年度の主な取組内容及び活動目標

主な取組内容	R4年度活動目標								
I - 1 人・農地プランの推進体制の充実 (P.11) <ul style="list-style-type: none"> ○ 推進体制の機能強化、地域伴走型支援の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積・集約化プロジェクト会議、地域支援チームの運営 ・地域の話し合い活発化のための「話し合いの進め方マニュアル」作成 ・集積・集約化の先行地区をモデルとして横展開（事例発表会、優良事例集の作成） ○ 地域における話し合いの加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン実行に向けた市町村の取組みを支援（話し合いをコーディネートする専門家の派遣、目標地図の検討・作成 等） ○ 実施体制の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の出し手・受け手の売買、譲渡、賃貸借等の意向をデータ管理するため、農業委員会へのタブレット端末導入 	 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">①</td><td>地域支援チームによる支援</td></tr> <tr> <td>②</td><td>話し合いの進め方マニュアル作成 【令和4年10月まで】</td></tr> <tr> <td>③</td><td>ファシリテーター養成研修の受講者数 【20名以上】 (R3実績：17名)</td></tr> </table>	①	地域支援チームによる支援	②	話し合いの進め方マニュアル作成 【令和4年10月まで】	③	ファシリテーター養成研修の受講者数 【20名以上】 (R3実績：17名)		
①	地域支援チームによる支援								
②	話し合いの進め方マニュアル作成 【令和4年10月まで】								
③	ファシリテーター養成研修の受講者数 【20名以上】 (R3実績：17名)								
I - 2 担い手の育成・確保 (P.12) <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農・経営発展及び多様な担い手に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就農前研修、経営開始の初期段階の資金交付等各段階に応じたきめ細やかな支援 ・認定新規就農者、トップランナー等への農業用機械、施設等の導入経費補助 ・集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、人材の確保、共同利用機械の導入等の取組みへの補助 ・地域農業の維持発展を目指す農業者組織・団体、小規模経営体、新規就農者、女性農業者等の取組みに応じた助成 ○ 山形県農業経営・就農支援センターの設置による経営・就農サポート <ul style="list-style-type: none"> ・法人化、経営継承などの課題解決のための専門家によるアドバイザーの派遣 ・就農希望者への情報提供や就農相談、就農候補市町村との調整 	 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">①</td><td>新規就農者数 【360名以上】 (R3実績：357名)</td></tr> <tr> <td>②</td><td>多様な担い手へのオーダーメイド型補助事業による支援件数 【58件】 (R3実績：58件)</td></tr> <tr> <td>③</td><td>農業経営・就農支援センターの開設及び運営体制の整備 【令和4年4月まで】</td></tr> </table>	①	新規就農者数 【360名以上】 (R3実績：357名)	②	多様な担い手へのオーダーメイド型補助事業による支援件数 【58件】 (R3実績：58件)	③	農業経営・就農支援センターの開設及び運営体制の整備 【令和4年4月まで】		
①	新規就農者数 【360名以上】 (R3実績：357名)								
②	多様な担い手へのオーダーメイド型補助事業による支援件数 【58件】 (R3実績：58件)								
③	農業経営・就農支援センターの開設及び運営体制の整備 【令和4年4月まで】								
I - 3 農地バンクの活用促進 (P.13) <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の話し合いの場での制度周知・活用を展開 <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン、営農法人設立、農地整備事業などの地域の話し合いの場での制度周知により、地域での活用を誘導（地域連携推進員の参画） ・農地バンクを通じて集積・集約化に取り組む地域等へ協力金を交付 ○ 農地整備事業との連携による農地バンクの効果的な運用を展開 <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクをフル活用（全農地貸付）した機構関連農地整備事業を推進 ・農地整備事業地区での所有者不明農地等の農地バンク権利設定手続きを支援 ・農地整備事業効果発現に向けた地域づくりのフォローアップ ○ 農地バンク機能強化検討チームにおける検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・基盤法等の改正により市町村の利用集積計画が、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、市町村から権限移譲の希望があった場合の対応などを検討 	 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①</td><td>機構関連農地整備事業の整備面積 【累計 150ha】 (R2実績：19.7ha)</td></tr> <tr> <td>②</td><td>農地バンクによる農地貸付面積 【3,000ha】 (R2実績：1,987ha)</td></tr> </table>	①	機構関連農地整備事業の整備面積 【累計 150ha】 (R2実績：19.7ha)	②	農地バンクによる農地貸付面積 【3,000ha】 (R2実績：1,987ha)				
①	機構関連農地整備事業の整備面積 【累計 150ha】 (R2実績：19.7ha)								
②	農地バンクによる農地貸付面積 【3,000ha】 (R2実績：1,987ha)								
II 個別課題の解決に向けた取組み (P.14~15) <ul style="list-style-type: none"> ○ 樹園地継承の課題解決に向けた検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・果樹産地の代表者等による検討部会の立ち上げ、現地検討会を通じた園地継承の有効な方策を検討 ○ 中山間地域における農地の有効活用方法検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・再生見込みのない遊休農地の有効活用の方策検討のための勉強会の開催 ・国庫補助事業を活用した鳥獣緩衝地など新たな活用方策の検討 ○ 農地バンク機能強化検討チームにおける検討の実施（再掲） 	 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①</td><td>樹園地の現状・課題把握のための現地検討会の開催 【令和4年6～7月】</td></tr> <tr> <td>②</td><td>樹園地継承の手法を検討しプロジェクト会議に提案 【令和4年9月】</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">①</td><td>中山間地の農地の有効活用を図るため、中山間農地有効活用検討会を開催</td></tr> <tr> <td>②</td><td>中山間地の農地の有効活用方策を提案 【令和5年1月】</td></tr> </table>	①	樹園地の現状・課題把握のための現地検討会の開催 【令和4年6～7月】	②	樹園地継承の手法を検討しプロジェクト会議に提案 【令和4年9月】	①	中山間地の農地の有効活用を図るため、中山間農地有効活用検討会を開催	②	中山間地の農地の有効活用方策を提案 【令和5年1月】
①	樹園地の現状・課題把握のための現地検討会の開催 【令和4年6～7月】								
②	樹園地継承の手法を検討しプロジェクト会議に提案 【令和4年9月】								
①	中山間地の農地の有効活用を図るため、中山間農地有効活用検討会を開催								
②	中山間地の農地の有効活用方策を提案 【令和5年1月】								

取組項目	1 人・農地プランの推進体制の充実	取組分類	I 人・農地プランの着実な実行					
施策展開の方向性		取組内容		取組年度	取組主体	関連予算		
		R4	R5	R6				
	<p>山形県農地集積・集約化プロジェクト会議を設置し、関係機関による地域伴走型の支援により、人・農地プランの実行に向けた地域の話し合いの継続的な実施や目標地図の作成を後押しする。</p> <p>話し合いの進め方マニュアルの作成、話し合いを円滑に進めるファシリテーターの育成や優良・先進事例の横展開等を通じ、県内全域における話し合いを加速化する。</p>	<p>プロジェクト会議の運営 農地集積・集約化プロジェクト会議を開催し、具体的な施策の協議・検討、取組みの評価・検証を実施</p> <p>地域支援チームによる支援 市町村からの要請に応じ、地域支援チームによる伴走型の支援を実施</p> <p>話し合いの進め方マニュアルの作成 地域における話し合いを円滑に進めるため、標準的な話し合いの進め方マニュアルを作成</p> <p>ファシリテーターの育成 ファシリテーター養成研修を開催し、話し合いを牽引しまどめる役割を担う人材を育成</p> <p>プラン実行に向けた話し合いの支援 話し合いをコーディネートする専門家の派遣、目標地図の作成・検討やプランの実行状況のフォローアップを実施</p> <p>優良事例の横展開 人・農地プランの話し合いや集積・集約化の先進・優良事例を収集し事例発表型の研修会を開催、県内への横展開を図る。</p>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業会議、農業支援センター、JA中央会、土地連	〈国庫事業〉 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費
①	地域支援チームによる支援							
②	話し合いの進め方マニュアルの作成 【令和4年10月まで】							
③	ファシリテーター養成研修の受講者数 【20名以上】(R3 実績：17名)							

取組項目	2 担い手の育成・確保	取組分類	I 人・農地プランの着実な実行		
施策展開の方向性		取組内容	取組年度	取組主体	関連予算
			R4 R5 R6		
<p>農地の受け手である担い手を確保するとともに、生産力・収益力の向上及び経営発展に向けた取組みの支援により、地域農業を牽引する中心経営体を育成し、農地の集積・集約化を推進する。</p> <p>また、小規模経営体や女性農業者などの多様な経営体の取組みへの支援を行い、地域農業の持続的な発展を後押しする。</p>		新規就農者支援	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村 等	新規就農者総合支援事業費
<p>令和4年度の活動目標</p> <p>① 新規就農者数 【360名以上】(R3実績：357名)</p> <p>② 多様な担い手へのオーダーメイド型補助事業による支援件数 【58件】(R3実績：58件)</p> <p>③ 農業経営・就農支援センターの開設及び運営体制の整備 【令和4年4月まで】</p>		経営発展支援	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村 等	〈国庫補助〉 経営育成・発展支援事業費
<p>多様な担い手への支援</p> <p>地域農業の維持発展を目指す小規模経営体、新規就農者、女性農業者等の取組みに応じたオーダーメイド型の助成を実施</p> <p>農業経営・就農支援センターにおける経営・就農相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農相談窓口の設置、運営 ・専門家派遣による法人化に向けた計画策定支援の実施 等 		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村 等	〈県単事業〉 元気な地域農業担い手育成支援事業費	
		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	県庁、農業支援センター、農業会議	〈国庫補助〉 農業経営支援センター運営事業費	

取組項目	3 農地バンクの活用促進	取組分類	I 人・農地プランの着実な実行					
施策展開の方向性		取組内容		取組年度	取組主体	関連予算		
		R4	R5	R6				
	<p>市町村や農業委員会等による地域での話し合い、マッチング活動を支援するとともに、県内全域で農地バンク制度の活用を促進し、農地集積・集約化を推進する。</p> <p>中山間地域や畑・樹園地など担い手への集積・集約化が遅れている地域で耕作条件を改善できる農地整備事業等の実施に併せ農地バンクを活用することで農地集積・集約化を推進する。</p>	地域の話し合いの場での制度周知・活用を展開 農地整備事業導入や営農法人設立に向けた話し合いに農地バンク地域連携推進員が参画し、制度説明及び事業進捗等のタイミングに合わせた効果的な農地バンク活用を誘導		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業会議、農地中間管理機構（農業支援センター）、JA中央会、土地連	〈国庫事業〉 農地集積・集約化対策事業費補助金
	<p>令和4年度の活動目標</p> <p>① 機構関連農地整備事業の整備面積 【累計 150ha】(R2 実績 : 19.7ha)</p> <p>② 農地バンクによる農地貸付面積 【3,000ha】(R2 実績 : 1,987ha)</p>	地域での取り組みを支援 <ul style="list-style-type: none"> まとまった農地を農地バンクに貸し付けて農地集積・集約化を図る地域に地域集積協力金を交付 農地バンクからの転貸（農地の交換）により農地の集約化を図る地域に集約化奨励金を交付 		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業支援センター	〈国庫事業〉 農地集積・集約化対策事業費補助金
		農地整備事業との連携 農地バンクをフル活用（事業エリアの全農地を農地バンクへ貸付け）した機関関連農地整備事業等を推進		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業支援センター、土地連	
		農地バンクの効果的な運用展開 <ul style="list-style-type: none"> 農地整備事業地区での所有者不明農地等の農地バンク権利設定手続き支援 農地整備事業効果発現に向けた地域づくりのフォローアップ 		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業支援センター、土地連	
		検討チームにおける検討の実施 市町村の利用集積計画が、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、市町村から権限移譲の希望があった場合の対応などを検討		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県庁、農業会議、農業支援センター	

取組項目	1 樹園地の継承支援	取組分類	Ⅱ 個別課題の解決に向けた取組み			
施策展開の方向性		取組内容	取組年度	取組主体	関連予算	
		R4	R5	R6		
	<p>水田に比べ集積率が低い樹園地の継承を円滑に進めるための方策を検討し、県全体の集積率向上を図るとともに、高品質な果樹の生産力を維持し、「果樹王国やまがた」の地位を堅持する。</p>	樹園地継承の課題解決方策の検討	○	○	○	県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、JA、生産者代表、やまがた農業支援センター (県単事業) 果樹王国やまがた再生戦略推進事業費
	<p>令和4年度の活動目標</p> <p>① 樹園地の現状・課題把握のための現地検討会の開催 【令和4年6～7月】</p> <p>② 樹園地継承の手法を検討しプロジェクト会議に提案 【令和4年9月】</p>	個別課題解決検討チームによる支援	○	○		県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、JA、生産者代表、やまがた農業支援センター (県単事業) 果樹王国やまがた再生戦略推進事業費
		先行投資型果樹園の整備への支援	○	○	○	JA、農業法人、農業団体等 (県単事業) 果樹王国やまがた再生戦略推進事業費
		果樹用ハウスの長寿命化への支援	○			JA、農業法人、農業団体等 (県単事業) 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費

取組項目	2 中山間地の農地保全・遊休農地等の有効活用	取組分類	II 個別課題の解決に向けた取組み			
施策展開の方向性		取組内容		取組年度	取組主体	関連予算
		R4	R5	R6		
	<p>中山間地において、高齢化による離農や担い手人口の減少等により生じた遊休農地を解消し、持続可能な生産体制を維持するため、農地の有効活用を目指す。</p>	中山間地における農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地の有効活用方策の検討のため、勉強会を開催し、対象地区を2地区程度選定する。 検討チームによる検討会を開催し、有効活用方策を提案する。 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業会議、農業支援センター、JA、土地改良区、地域協議会（若手農業者の会、生産組合連絡会議、アドバイザー等）</p>	<p>（国庫事業） 機構集積支援事業</p>
	<p>令和4年度の活動目標</p> <p>① 中山間地の農地の有効活用を図るため、中山間農地の有効活用に向けた勉強会と検討会を開催</p> <p>② 中山間地の農地の有効活用方策を提案 【令和5年1月】</p>	中山間地課題解決検討チームによる支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域において実現可能な農地の有効活用方策等について対象地区で話し合い活動（合意形成）を実施 国庫補助事業の活用による農地の有効活用のモデル的実施 	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業会議、農業支援センター、JA、土地改良区、地域協議会（若手農業者の会、生産組合連絡会議、アドバイザー等）</p>	<p>（国庫事業） 最適土地利用対策 (農山漁村振興交付金) （国庫事業） 機構集積支援事業</p>
		集落戦略の作成による農地等保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払制度における、協定農用地や集落全体の将来像を明確化する集落戦略の作成を促進 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>県庁、総合支庁、市町村</p>	

山形県農地集積・集約化プロジェクト会議 設置要綱

第1 目的

山形県農地集積・集約化プロジェクト会議（以下、「プロジェクト会議」という。）は、山形県内の市町村において、実質化した「人・農地プラン」に基づき、農地の集積・集約化を推進するため、関係機関の連携及び推進体制の機能強化を図りながら、地域の継続した話合いと地域が抱える課題解決に向けた支援を行う。

第2 実施事項

- プロジェクト会議は、次の各事項について情報共有と協議を行う。
- (1) 人・農地プラン実行に向けた支援に関すること
- (2) 農地の集積・集約化推進に関すること
- (3) 地域の課題解決に向けた支援に関すること
- (4) その他、目的達成のため必要なこと

第3 構成員

- 1 プロジェクト会議の構成員は、別表第1のとおりとする。
- 2 プロジェクト会議の会長は、山形県農林水産部技術戦略監をもって充てる。

第4 事務局

- 1 プロジェクト会議の事務局は、別表第2のとおりとする。
- 2 プロジェクト会議の事務局長は、山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課長を、事務局次長は、公益財団法人やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）参事、一般社団法人山形県農業会議事務局次長及び山形県農林水産部農村整備課長をもって充てる。
- 3 プロジェクト会議の運営は、事務局が相互に連携して行うものとする。

第5 地域支援チーム

総合支庁の管轄地域ごとに、総合支庁（農業振興課及び関係各課）のほか、市町村の支援要請に応じて関係機関等で構成する地域支援チームを設け、人・農地プラン実行に向けた地域の話合い活動及び農地の集積・集約化の取組みに対する支援を行う。

第6 個別課題解決検討チーム

地域における個別の課題解決のため個別課題解決検討チームを設け、人・農地プラン実行に向けて、課題解決に向けた支援策の検討を行う。

第7 その他

本設置要綱に定めのない事項については、プロジェクト会議の構成員で協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

別表第1

所 属
農業委員会・市町村
村山地方農業委員会連絡協議会
最上地方農業委員会協議会
置賜地方農業委員会連絡協議会
農業委員会庄内地方協議会
山形市農林部農政課
長井市農林課
尾花沢市農林課
庄内町農林課
山形県農業協同組合中央会
公益財団法人やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）
一般社団法人山形県農業会議
山形県土地改良事業団体連合会
山形県農林水産部
技術戦略監
県産米ブランド推進課
農業技術環境課
園芸大園推進課
山形県各総合支庁
村山総合支庁農業振興課
最上総合支庁農業振興課
置賜総合支庁農業振興課
庄内総合支庁農業振興課

別表第2

所 属
公益財団法人やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）
一般社団法人山形県農業会議
山形県農林水産部
農業経営・所得向上推進課
農村整備課

【山形市農地集約化モデル事業について】

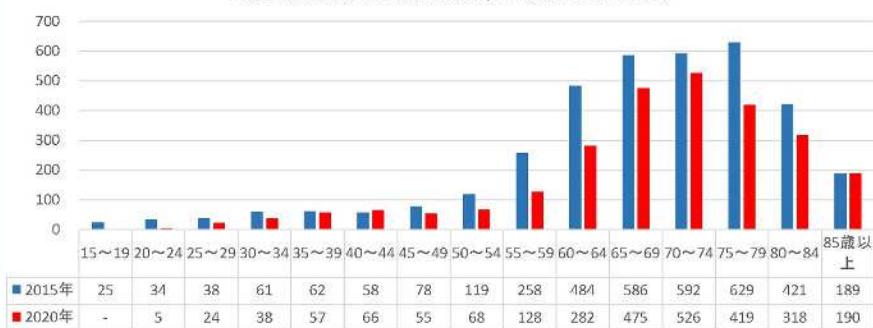
山形市
南山形地区・南沼原地区

市及び関連地区の概要

【山形市の概要】

- 農地面積 6,140ha (農地台帳面積)
- 農業者数 総農家数 3,232戸 (うち販売農家数 1,737戸)
基幹的農業従事者数 2,651戸 ※農業者数は農林業センサスによる数値
- 農業者の平均年齢 68.8歳
- 集積率 60.41% ※集積率は、令和3年度

年齢階層別の基幹的農業従事者数(個人経営体)



基幹的農業従事者数

年	戸数	50歳以上	70歳以上	80歳以上	49歳以下
2020年	2,651	83.4%	34.8%	19.2%	9.2%
2015年	3,634	79.8%	50.4%	16.8%	9.8%

【南山形地区の概要】

- 平場
- 農地面積 422.1ha
- 農業者数 総農家数：224戸 (うち販売農家数：153)
基幹的農業従事者数：232戸

【南沼原地区の概要】

- 平場
- 農地面積 166.9ha
- 農業者数 総農家数：95戸 (うち販売農家数：58戸)
基幹的農業従事者数：85戸

取組みの内容

【事業の目的】

高齢化や後継者不足が進行する中で、耕作放棄地を増やすことなく、生産基盤となる農地を維持・確保するためには、効率の良い農業経営を進めることが重要となることから市と農業者、農業関係団体が連携し集約化を進める仕組みづくりを図る。

【事業の背景】

これまで、人・農地プランの実質化に向けて各地区における話し合いの中で、各地区における課題は様々あるが、農業従事者が高齢化や後継者不足等により減少傾向にあること、このままでは、耕作放棄地の発生や農産物の生産減少、農産物の供給不足等が懸念されるという課題は共通している。このような状況の中で、今後、効率良い農業経営、集約化を進めることがさらに重要となってくる。

【事業内容】

- 令和3年度の「人・農地プラン」地区話し合いの際の事業概要説明
- 農地集約化モデル地区の選定
- 地区の農地面積、農業者数などの状況把握と共有
- 地区の組織の立ち上げ
- 地区での話し合い
- 農地集約化に向けた取組み

モデル地区の取組み

南山形地区

- ・地区の状況把握
 - ・先進事例である「地域まるっと中間管理方式」の勉強会（魅力ある地域づくり研究所 代表 可知祐一郎 氏）
 - ・農地利用調整委員会による話し合い
 - ・地区的若手農業者の話し合い
- ※「地域まるっと中間管理方式」とは
一般社団法人（非営利型）を設立し、営農部門（直接経営）と地域資源管理部門（農地の維持・管理等）の両方を担う方式

南沼原地区

- ・地区の状況把握
- ・農地利用調整委員会による話し合い
- ・地区内農地の意向調査等の実施検討

今後の対応と期待する効果

地区の話し合いにより、将来の農業ビジョンの共通認識化が図れるとともに、農地集約化を推進することにより、面積拡大や経費の削減等、効率の良い農業経営を行うことができる。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定について

事業を進めるにあたり、作業効率化と市の財政負担の軽減を図るため、国庫補助金（全額補助）を最大限活用したアウトソーシングを検討。

- 同意市町村（基本構想を作成している市町村）は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（人・農地プラン）を策定（情勢の推移に応じ、随時変更が可能）
- 地域計画は、施行日（令和5年4月1日を予定）から2年以内（令和7年3月末までを予定）に策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

- 同意市町村は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合う
- ① 区域における農業の将来の在り方
 - ② 区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域（※）
 - ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

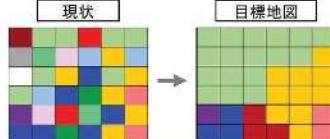


※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村が地域計画を策定

- 同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成
- ① 地域計画の区域
 - ② ①の区域における農業の将来の在り方
 - ③ ②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等
- 同意市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示（「目標地図」）
- 目標地図の素案は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成（情勢の推移に応じ、随時変更が可能）

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等
同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、市街化区域については行われない。

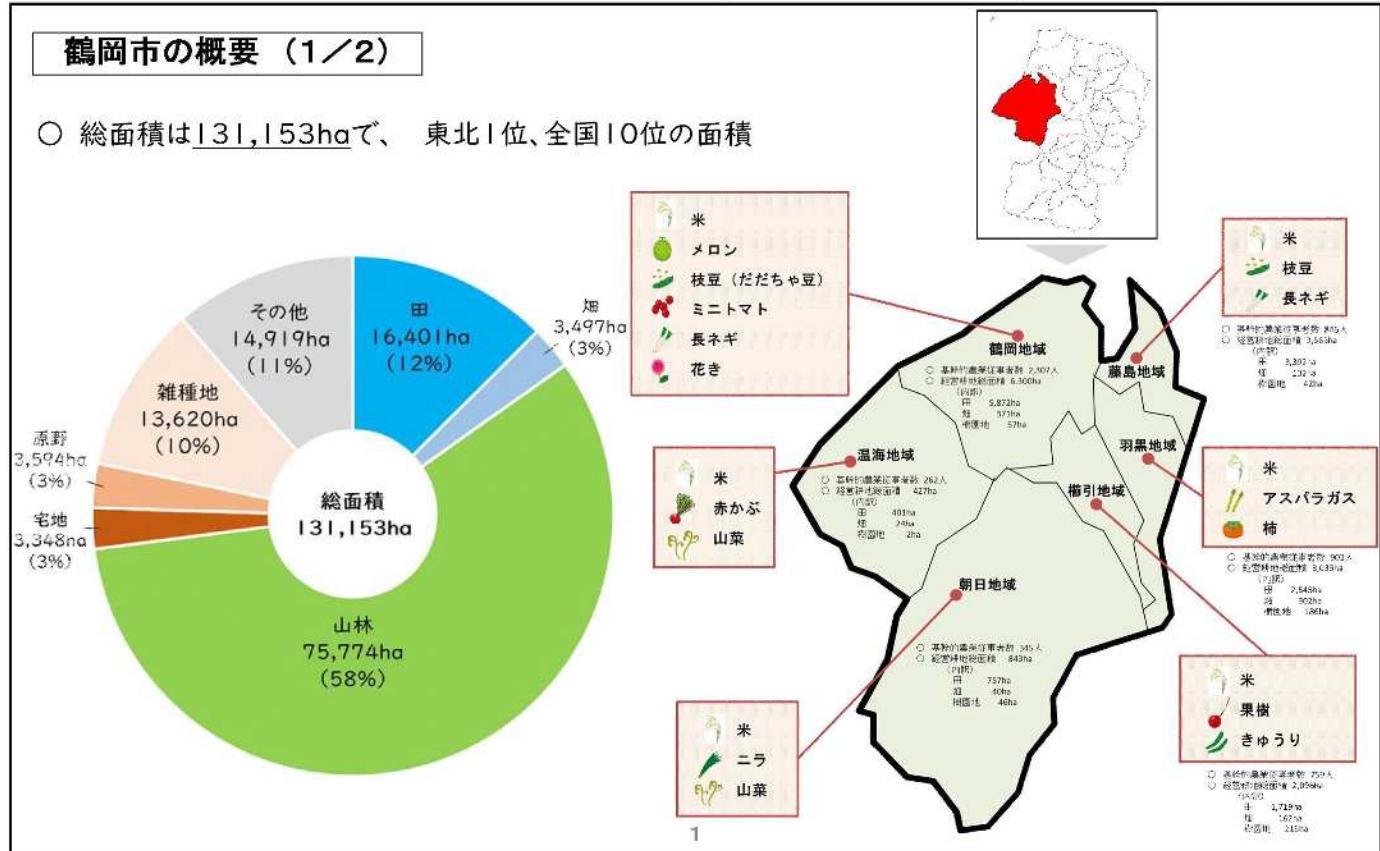
【農地の集積・集約化推進】

鶴岡市
藤島地域、羽黒地域

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

鶴岡市の概要（1／2）

- 総面積は131,153haで、東北1位、全国10位の面積



【農地の集積・集約化推進】

鶴岡市
藤島地域、羽黒地域

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

鶴岡市の概要（2／2）

- 農地集積率：76.9%（令和3年度末）※ 担い手等の利用集積面積／耕地面積（作物統計調査）

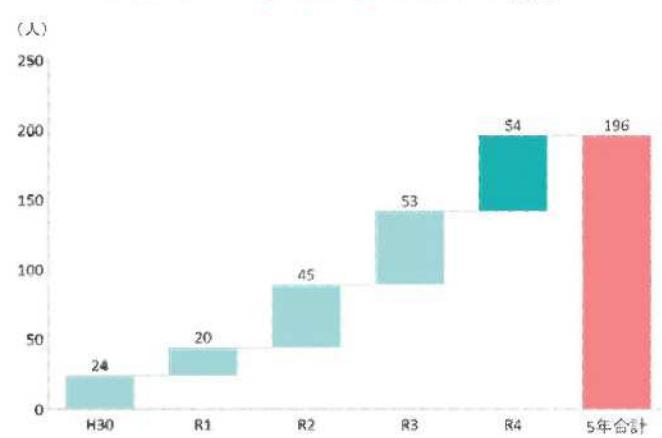
- 年齢別基幹的農業従事者数

10年間で年平均151人が減少



- 新規就農者数

令和4年新規就農者数は **54人**
直近5年で **年平均39人** が就農



農地の集積・集約化推進に係る取組事例

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

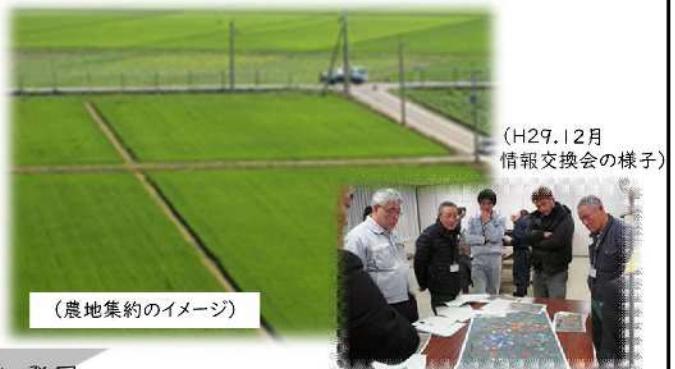
No.1 八栄島地区(藤島地域)

[時 期] H29.12月合意形成→H30.2月農地集積

[推進体制] 農業委員・行政関係者

[目 的] 分散錯圓の解消による米生産コストの削減

[方 法] 農地中間管理機構による耕作地の交換



(農地集約のイメージ)

(H29.12月
情報交換会の様子)

全市的な取組みに発展

No.2 月山ろくII-3団地地区(羽黒地域)

[時 期] R1.12月合意形成→R2.9月農地集積

[推進体制] 民間企業・山形県農業会議・行政関係者

[目 的] 小麦ほ場の団地化を図り、土地利用型作物の輪作体系を構築する。

[方 法] 農業法人や若手農業者を中心経営体に据える。
麦2年、枝豆1年、どうもろこし1年の輪作を開始。



(R1.12月
話し合い活動の様子)

3

八栄島地区（藤島地域）

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

[概要]

- 鶴岡市の北東部の平地エリアに位置し、水稻を中心の地域。担い手への農地集積が進むにつれて担い手のほ場が分散していく傾向にあった。
- 米の生産コストを削減するために分散したほ場を解消したい、適切に耕作してもらえば借り手は問わないという農業者の意見があったが、担い手同士を結びつける機会がなかった。
- ⇒ 鶴岡市農業委員会、やまがた農業支援センター等が仲介に入り、地域の担い手同士を結びつける情報交換会を実施した。

（事務局）

- ・ 鶴岡市農業委員会
- ・ やまがた農業支援センター
- ・ 鶴岡市農政課

[取り組み]

step.1	推進体制整備
step.2	農業者等へのヒアリングの実施（現況把握）
step.3	担い手同士の情報交換会の実施
step.4	耕作地の交換による農地集約を実現



情報交換会を通じて、担い手や農地所有者の本音を聞き出し、農地の交換につながった！

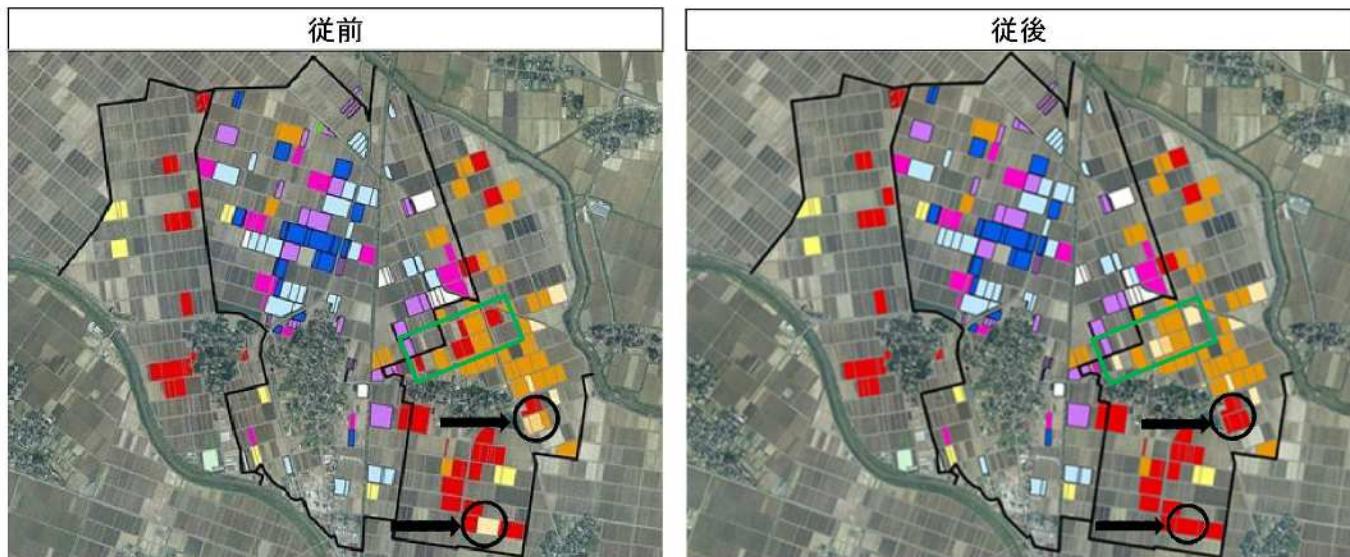
[今後の展望]

- 今回のケースをモデルとし、平場だけでなく中山間地など全市的に周知させていくと共に、やまがた農業支援センター等の関係機関と連携し、農地集約を進める。

農地集積の推移（八栄島地区・藤島地域）

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

- H29.12月の情報交換会に9経営体が参加した結果、2つの農業法人と4個人が3.5haの耕作地を交換し、分散錯囲を解消した。



【凡例】

- ・耕作地の交換を実施したうち、分散錯囲解消箇所を のとおり示す。
- ・分散錯囲解消箇所と農地交換した箇所を のとおり示す。

5

月山ろく11-3団地地区（羽黒地域）

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

[概要]

- 羽黒地域の中山間地に位置する総面積92.1haの畑作団地
- ※ 域内農業者や入作者など70経営体が混ざり合い、農地集積と作付の多い枝豆の連作障害の解消が不可欠
- ※ 農地集積が進んだ結果、排水の良い畠地を活かした土地利用型作物の輪作体系を確立（集積以前の耕作放棄地も有効活用が実現）

<推進体制> 月山高原活性化戦略会議

（事務局）

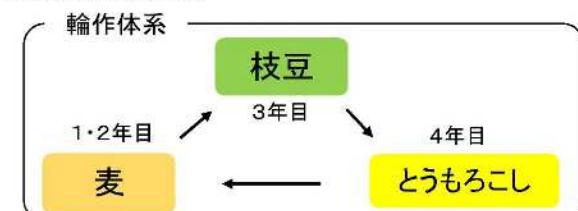
- ・ 鶴岡市農業委員会羽黒分室
- ・ 民間企業2社（月山高原に関係する会社）
- ・ （一社）山形県農業会議



[取り組み]

- step.1 推進体制整備・アンケート調査（意向把握）
- step.2 アンケート結果の見える化（現況把握）
- step.3 ワークショップの実施
- step.4 「人・農地プラン」の決定・実質化（方針決定）
- step.5 「人・農地プラン」の実行

小麦は場の団地化を図ると共に、麦2年、枝豆1年、どうもろこし1年の輪作体系を構築する。



[今後の展望]

- 月山高原活性化戦略会議から発展した月山高原農地委員会の取組により、令和4年度に大規模な区画拡大事業を実施し、大面積（4区画、6.7ha）で輪作体系に取り組む体制を整えており、引き続き、関係機関による話し合いの場を設けて、区画拡大や輪作体系の参画者を募り、農地の有効活用を図る。

詳細はこちらをご参照ください！

・月山高原農地委員会 <https://gassan.airtecweb.com>

6

農地集積の推移（月山ろく11-3団地地区・羽黒地域）

令和4年11月9日
鶴岡市農林水産部農政課

R1（年度末）

- ①中心経営体数 : 38経営体
- ②耕地面積 : 92.1ha
- ③経営面積 : 66.2ha
- ④農地集積率(③/②) : 72% ※中心経営体への集積率
- ⑤主要作付品目(小麦) : 5.5ha



R4（現在）

- ①中心経営体数 : 42経営体
- ②耕地面積 : 92.1ha
- ③経営面積 : 70.4ha
- ④農地集積率(③/②) : 76%
- ⑤主要作付品目(小麦) : 24.4ha 【R1比18.9haの増加】



7

【集落営農組織の活動について】

尾花沢市
栗生地区

尾花沢市の概要

●位置

本市は山形県の北東部に位置している。
東経140度24分、北緯38度36分に位置し、標高は最低70mから最高1,500mである。

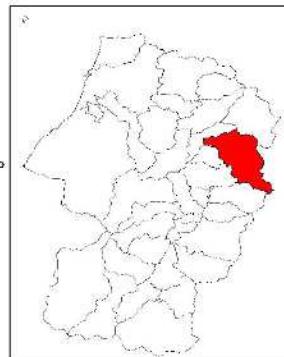
●面積および土地利用状況

総面積は372.53 Km²で、県下第8番目である。

田	畠	宅地	山林・原野	その他	総面積
45.11	16.16	5.93	257.14	48.19	372.53

●農家戸数の推移

	総世帯数	農家戸数	対前回増加率
平成22年	5,706	2,216	△11.0
平成27年	5,588	1,889	△14.8
令和2年	5,443	1,511	△20.0



栗生地区

●背景

- 本市の東部に位置し、宮城県境の奥羽山脈に隣接している中山間地域である。
- 農業者の高齢化が進み、地域農業、とりわけ土地利用型農業（稲作）の将来像にかねてより不安があった。
- 兼業農家の多い地域で認定農業者も少なく、農林関係補助事業を活用するためのハードルが高かった。
- 鳥獣被害の発生も多く、営農継続のために何ができるか、地域の農業者の模索が始まった。

取組みの内容

●地域主導の話し合い

『地域の農業者が協議し、法人の骨格を形成』

- 参画農業者
- 機械・施設の共同利用
- 農地中間管理事業の有効活用
- その他

●行政支援

- 法人設立に向けた話し合いへの参加
- 集積・集約化に向けた支援
- 農地中間管理事業を活用した支援

●栗生農事組合法人の設立

- 設立年月日 令和2年2月9日
- 役員数 10名
- 経営面積 田19ha
- 生産する農産物 水稻、すいか、そば、加工野菜

現在の経営規模

●経営面積

・田	30.6 ha	
水稻	19.2 ha	
WCS	3.4 ha	
そば（外部委託）	3.6 ha	
その他	4.4 ha	

今後の法人運営

●経営について

- 今後も地域内の農地のみ対象
- 畠地への経営拡大を思案

●課題について

- 機械・施設の更新
- 作業の効率化
- 新たな労働力の確保

期待される効果

- 地域の農業法人として認知度が向上しており、担い手として集積・集約化の中心にいること。
- 共同機械利用等において、先進事例として周知できること。
- 経営が不安定とされる稲作を中心としているが、安定的な経営がなされていることの普及啓蒙ができること。
- 市内他地区への波及効果を期待していること。

人・農地関連法案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

背景

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯綜の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

【分散錯綜の状況】

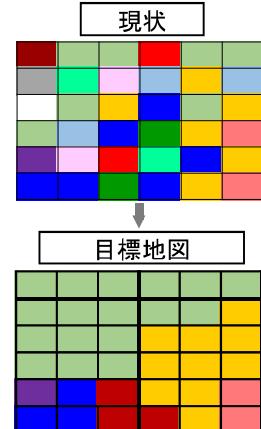


※ ■経営面積16.4haが、70カ所に分散(1カ所当たり平均23a。写真は一部)
■最も離れている農地間の直線距離は5km

法律の概要

<地域計画の策定（人・農地プランの法定化）>

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成
(基盤法第19条及び第20条)
〔※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定
(附則第4条)〕



<農地の集約化等>

- ① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ
(基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)
- ② 通常の地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
(基盤法第22条の3及び第22条の4)
- ③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進
また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勘案して計画を策定
(現行の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合)
(機構法第18条)
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
(基盤法第22条の6)
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長（20年→40年）
(農地法第39条第3項等)
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化
(農委法第7条第1項)

<人の確保・育成>

- ① 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備
(基盤法第5条及び第11条の11)
- ② 認定農業者に係る措置
 - ア 公庫が、認定農業者向けの「資本性劣後ローン」を融資
(基盤法第13条の3)
 - イ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化
(基盤法第12条、第13条の2及び第14条)
- ③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止
(旧農地法第3条第2項第5号)
- ④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和
(農協法第11条の50第3項)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

地域計画（人・農地プラン）の策定

- 同意市町村（基本構想を作成している市町村）は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）
- 地域計画は、**施行日**（令和5年4月1日を予定）から**2年以内**（令和7年3月末までを予定）に策定



地域計画策定等に活用できる主な国庫補助金（令和5年度概算要求ベース）

市町村の財政負担の軽減、臨時職員の雇用や国庫補助を活用したアウトソーシングによるマンパワー不足の補てん等に向け、ぜひ国庫補助金を有効活用してください。

メニュー1. 地域計画策定推進緊急対策事業【補助率10/10以内】

⇒詳細はP. 3-1参照

(概要)

- ・内容：農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組みに対する助成
- ・補助対象者：市町村、農業委員会、県
- ・対象経費（例）：臨時職員費、職員の時間外手当、アンケート等の委託経費、事務費
※県では地域計画策定の啓発資料作成（市町村にもデータ提供）など、全県的な宣伝経費として活用を検討中

メニュー2. 集落営農活性化プロジェクト促進事業【補助率10/10以内・1/2以内】

⇒詳細はP. 3-2参照

(概要)

- ・内容：集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物導入等に対する助成
- ・補助対象者：集落営農組織、市町村、県など

メニュー3. 農業委員会による農地利用の最適化の推進【補助率10/10以内】

⇒詳細はP. 3-3参照

(概要)

①機構集積支援事業

- ・内容：遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等に対する助成
- ・補助対象者：農業委員会、農業会議
- ・対象経費（例）：臨時職員費、事務費

②農地利用最適化交付金

- ・内容：農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に対する助成
- ・補助対象者：農業委員会

☆問合せ先：各総合支庁農業振興課又は農業経営・所得向上推進課（電話 023-630-2296）

51 地域計画策定推進緊急対策事業

【令和5年度予算概算要求額 2,396（一）百万円】

<対策のポイント>

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

① 協議の場の設置に係る調整

（関係機関や参加者との調整、話し合いに向けた情報の入手・整理等）

② 協議の実施・取りまとめ

（話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等）

③ 地域計画案の取りまとめ

（地域計画案の作成、関係者への説明等）

④ 地域計画の公告・周知

（関係者、地域住民への周知等）

2. 農業委員会推進事業

地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案作成の取組を支援します。

3. 都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

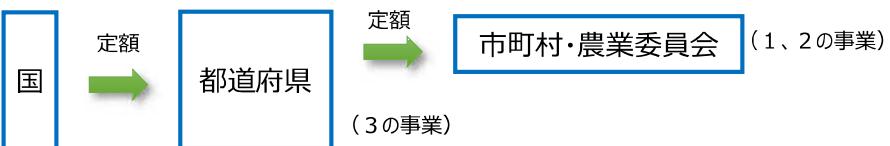
① 市町村等への説明会や意見交換会の開催、普及啓発

（市町村等を対象とした説明会及び研修会の開催等）

② 市町村の取組への助言・指導

（市町村へのコーディネーター派遣やモデル地区等への指導等）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

協議の場の設置に係る調整

（地域農業の現状・課題の把握、設置区域、参加者、進め方等の調整）



協議の実施・取りまとめ

（農業者、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など幅広い関係者が参加し、取りまとめ）



農業上の利用が行われる区域

保全等を進める区域

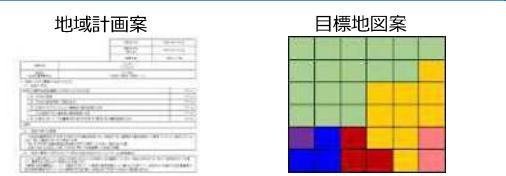
目標地図素案の作成

（農業委員会は、現況地図を基に受け手ごとに集約化に向けた調整ができる限り実施）



地域計画案の取りまとめ

（市町村は、農業委員会から提出のあった目標地図の素案を踏まえ、地域計画の案を作成）



地域計画の公告・周知

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課 (03-6744-0576)

53 集落営農活性化プロジェクト促進事業

【令和5年度予算概算要求額 457（370）百万円】

＜対策のポイント＞

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。（支援期間：最長4年）

① ビジョンづくりへの支援

集落営農の**目指す農業の姿と具体的な戦略**の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。 【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費** 【定額】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

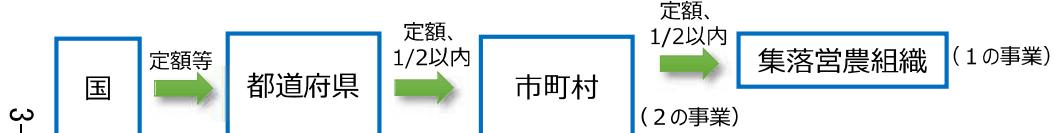
エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 【1/2以内】

2. 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の**関係機関**が**集中的にサポート**するために必要な経費を支援します。 【定額】

※【】は補助率等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

課題

集落・農業者の高齢化・減少が加速化する中で

- ・先進的な技術等の知見や多様な発想力による新たな集落営農の取組の展開
- ・集落営農の運営に不可欠な人材を雇用できる経営基盤

課題を乗り越えるための集落による取組（例）

ビジョン

新たな取組の中核となる人材の確保

➡ 候補となる若者等の雇用に係る賃金・社会保険料

収益力向上の柱となる経営部門の確立

➡ 高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに係る経費

信用力の向上、就労環境の整備など経営発展を支える組織体制の強化

➡ 法人化に係る定款作成・登記などの経費

集落の人手に依存しない効率的な生産体制の確立

➡ 大型の共同利用機械等の導入経費

普及組織、JA、市町村等が集中的にサポート

- ・経営状況等の分析
- ・連携先の紹介・調整

- ・取組の提案、話し合いのサポート
- ・栽培技術等の指導 等

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課 (03-6744-0576)

54-2 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和5年度予算概算要求額 13,318 (13,385) 百万円
地域計画策定推進緊急対策事業 2,396 (-) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 農業委員会交付金

4,718 (4,718) 百万円

農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

2. 機構集積支援事業

2,919 (2,987) 百万円

(うちデータベース関連 1,328 (1,592) 百万円)

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。

3. 農地利用最適化交付金

5,100 (5,100) 百万円

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。

4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

523 (523) 百万円

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金

57 (57) 百万円

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業

2,396 (-) 百万円の内数

地域計画の策定における目標地図の素案作成の取組等を支援します。

<事業の流れ>

